

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	高齢者の医療の確保に関する法律に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

阿賀町は、高齢者の医療の確保に関する法律に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

新潟県阿賀町長

公表日

令和6年12月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	高齢者の医療の確保に関する法律に関する事務
②事務の概要	<p>高齢者の医療の確保に関する法律等に基づき、被保険者の資格管理、保険料賦課管理、収納管理、滞納整理、医療給付に関する申請及び届出の受付、資格確認書等の発行業務を行っている。</p> <p>高齢者の医療の確保に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <ol style="list-style-type: none">① 申請書や届出に関する確認② 保険料賦課の算定に必要な要件の情報確認③ 保険料の徴収、催告、還付に関する事務④ 被保険者の資格確認、医療費給付に関する事務 <p>なお、これらの事務に関して、各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>
③システムの名称	Reams.NET(後期高齢者医療システム、収納システム)、後期高齢者医療広域連合電算処理システム、統合宛名システム、中間サーバー ※但し、一部システムは、令和7年11月に標準準拠システムに移行する。
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療被保険者ファイル、統合宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">・番号法第9条第1項、別表項番85・主務省令で定める事務を定める命令第46条・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第25項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号、主務省令第2条項番115,116,117
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども・健康推進課
②所属長の役職名	こども・健康推進課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	阿賀町総務課 新潟県東蒲原郡阿賀町津川580番地 0254-92-3111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	阿賀町総務課 新潟県東蒲原郡阿賀町津川580番地 0254-92-3111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用	
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない	
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」(令和5年12月18日デジタル庁)により示された留意事項等を遵守している。
9. 監査	
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	パスワードにより、システムへのアクセスが可能な職員は限定されているとともに、作業中断時や離席時にはログアウトし、他人が利用することができないよう対策を行っている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I-5②所属長の役職名	健康福祉課長(神田 一秋)	健康福祉課長	事後	
令和1年6月28日	I-5①部署	健康福祉課	こども・健康推進課	事後	
令和1年6月28日	I-5②所属長の役職名	健康福祉課長	こども・健康推進課長	事後	
令和1年6月28日	II-1いつの時点の計数か	2015/1/18	2019/4/1	事後	
令和1年6月28日	II-2いつの時点の計数か	2015/1/18	2019/4/1	事後	
令和1年6月28日	I-4②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二項番80、81、82、83	番号法第19条第7号、別表第二項番80、82、83	事後	
令和4年3月11日	I-1②事務の概要	文書中段 特定個人情報ファイルを利用する事務 ①申請書や届出に関する確認 ②保険料賦課の算定に必要な要件の情報確認	文書中段 特定個人情報ファイルを利用する事務 ①申請書や届出に関する確認 ②保険料賦課の算定に必要な要件の情報確認 ③保険料還付に係る手続き	事後	
令和4年7月11日	I-1②事務の概要	文書中段 特定個人情報ファイルを利用する事務 ①申請書や届出に関する確認 ②保険料賦課の算定に必要な要件の情報確認 ③保険料還付に係る手続き	文書中段 特定個人情報ファイルを利用する事務 ①申請書や届出に関する確認 ②保険料賦課の算定に必要な要件の情報確認 ③保険料還付に係る手続き ④保険料の徴収などの窓口業務	事後	
令和6年12月27日	I-1②事務の概要	文書上段 被保険者証及び減額認定証発行等の事務	文書上段 資格確認書等の発行業務	事後	
令和6年12月27日	I-1②事務の概要	文書中段 特定個人情報ファイルを利用する事務 ③保険料還付に係る手続き ④保険料の徴収などの窓口業務	文書中段 特定個人情報ファイルを利用する事務 ③保険料の徴収、催告、還付に関する事務 ④被保険者の資格確認、医療費給付に関する事務	事後	
令和6年12月27日	I-1③システムの名称		追記 ※但し、一部システムは令和7年11月に標準システムに移行する。	事後	
令和6年12月27日	I-3法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一項番59	・番号法第9条第1項、別表項番85 ・主務省令で定める事務を定める命令第46条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第25項	事後	
令和6年12月27日	I-4②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二項番80、82、83	番号法第19条第8号、主務省令第2条項番115.116.117	事後	
令和6年12月27日	II-1いつの時点の計数か	2022/2/28	2024/12/1	事後	
令和6年12月27日	II-2いつの時点の計数か	2019/4/1	2024/12/1	事後	
令和6年12月27日	IV-8人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	新規	別紙評価書のとおり	事後	様式改正による追加項目
令和6年12月27日	IV-11最も優先度が高いと考えられる対策	新規	別紙評価書のとおり	事後	様式改正による追加項目